

東北福祉カレッジ

The northeast welfare college

強度行動障害支援者養成研修(通学課程)

Strong behavioral disorder supporter education training (going to school course)

学 則

School regulation

1 開講目的

1. 介護福祉分野における教育機関を設置することは、医療、介護に関する専門的な知識を有する優秀な人材を育成するとともに、当カレッジの設置は人材養成を通して地域で安心して住み続けることができる環境整備に寄与することを目的とする。
2. 通信教育制を導入することは、社会活動と知識、教養の向上ならびに日常の就業体制を支援することにつながり、当カレッジの設置は社会全体の好循環を生む架け橋となることを目的とする。
3. 社会貢献を目指す良質な人材が社会活動を安心して継続するためにも、公的な資格を習得することは、更に安定的な生活水準を確保することにつながり、当カレッジの設置は雇用安定を推進することを目的とする。

2 研修授業の名称及び課程

名 称:東北福祉カレッジ 強度行動障害支援者養成コース

課 程:強度行動障害支援者養成研修会(通学授業)

3 場 所

〒983-0861 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町中 3 番地4プラザ和光ビル1F

〒980-0003 宮城県仙台市青葉区小田原 4-2-18

〒983-0003 宮城県仙台市青葉区小田原 4-2-50-2

〒982-0843 宮城県仙台市太白区茂ヶ崎 3-11-10

4 研修期間・年間の開講時期・研修時間数等

強度行動障害支援者養成研修【基礎課程 2 日コースカリキュラム】

| 号 | 形態 | 時間 | 科目名 |
|---|----|-------------------|----------------------------------|
| 1 | 講義 | 9:00～10:30(1.5H) | 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義 |
| | | 10:35～12:05(1.5H) | 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義① |
| | | 12:35～13:35(1H) | 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義② |
| | | 13:40～14:40(1H) | 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義③ |
| | | 14:45～16:15(1.5H) | 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義④ |
| | | 16:20～17:20(1H) | 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習 |
| | | 17:25～18:25(1H) | 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習① |
| 2 | 講義 | 9:00～10:00(1H) | 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習② |
| | | 10:05～11:05(1H) | 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習② |
| | 演習 | 11:35～13:05(1.5H) | 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習② |
| 計 | | 12 時間 | |

強度行動障害支援者養成研修【基礎課程 3 日間コースカリキュラム】

| 号 | 形態 | 時間 | 科目名 |
|-------------|--------|-------------------|----------------------------------|
| 1 日 目 | 講 義 | 9:00～10:30(1.5H) | 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義 |
| | | 10:35～12:05(1.5H) | 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義① |
| | | 12:35～13:35(1H) | 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義② |
| 2 日 目 | 講 義 | 9:00～10:00(1H) | 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義③ |
| | | 10:05～11:35(1.5H) | 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義④ |
| | | 11:40～12:40(1H) | 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習 |
| | | 13:10～14:10(1H) | 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習① |
| 3 日 目 | 講 義 | 9:00～10:00(1H) | 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習② |
| | | 10:05～11:05(1H) | 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習② |
| | 演 習 | 11:10～12:40(1.5H) | 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習② |
| 計 | | 12 時間 | |

強度行動障害支援者養成研修【実践課程 2 日間コースカリキュラム】

| 号 | 形 態 | 時 間 | 科目名 |
|-------------|--------|-------------------|--------------------------|
| 1 日 目 | 講 義 | 14:10～15:10(1H) | 強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義① |
| | | 15:20～16:20(1H) | 強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義② |
| | | 16:25～17:25(1H) | 強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義③ |
| | | 17:30～18:00(0.5H) | 強度行動障害と生活の組み立てに関する講義 |
| 2 日 目 | 演 習 | 9:00～10:00(1H) | 障害の特性の理解とアセスメントに関する演習① |
| | | 10:10～11:10(1H) | 障害の特性の理解とアセスメントに関する演習② |
| | | 11:15～12:15(1H) | 障害の特性の理解とアセスメントに関する演習③ |
| | | 12:45～14:45(2H) | 環境調整による強度行動障害の支援に関する演習① |
| | | 14:50～15:50(1H) | 環境調整による強度行動障害の支援に関する演習② |
| | | 15:55～17:25(1.5H) | 記録に基づく支援の評価に関する演習 |
| | | 17:30～18:30(1H) | 危機対応と虐待防止に関する演習 |
| 計 | | 12 時間 | |

年間の開講時期

| 令和 3 年度 | 基礎課程 | | | 定員 |
|---------|----------|----------|----------|----|
| 第 1 回 | 4 月 23 日 | 4 月 24 日 | | 30 |
| 第 2 回 | 5 月 8 日 | 5 月 9 日 | | 30 |
| 第 3 回 | 5 月 21 日 | 5 月 22 日 | | 30 |
| 第 4 回 | 6 月 12 日 | 6 月 13 日 | | 30 |
| 第 5 回 | 6 月 25 日 | 6 月 26 日 | | 30 |
| 第 6 回 | 7 月 10 日 | 7 月 11 日 | | 30 |
| 第 7 回 | 7 月 30 日 | 7 月 31 日 | | 30 |
| 第 8 回 | 8 月 10 日 | 8 月 11 日 | 8 月 12 日 | 30 |
| 第 9 回 | 8 月 14 日 | 8 月 15 日 | | 30 |
| 第 10 回 | 8 月 27 日 | 8 月 28 日 | | 30 |

| | | | | |
|------|--------|--------|--------|----|
| 第11回 | 9月4日 | 9月5日 | 30 | |
| 第12回 | 9月7日 | 9月8日 | 9月9日 | 30 |
| 第13回 | 9月17日 | 9月18日 | 30 | |
| 第14回 | 10月5日 | 10月6日 | 10月7日 | 30 |
| 第15回 | 10月9日 | 10月10日 | 30 | |
| 第16回 | 10月19日 | 10月20日 | 10月21日 | 30 |
| 第17回 | 10月23日 | 10月24日 | 30 | |
| 第18回 | 11月9日 | 11月10日 | 11月11日 | 30 |
| 第19回 | 11月13日 | 11月14日 | 30 | |
| 第20回 | 11月16日 | 11月17日 | 11月18日 | 30 |
| 第21回 | 11月19日 | 11月20日 | 30 | |
| 第20回 | 12月7日 | 12月8日 | 12月9日 | 30 |
| 第21回 | 12月11日 | 12月12日 | 30 | |
| 第22回 | 12月14日 | 12月15日 | 12月16日 | 30 |
| 第23回 | 12月17日 | 12月18日 | 30 | |
| 第24回 | 1月11日 | 1月12日 | 1月13日 | 30 |
| 第25回 | 1月18日 | 1月19日 | 1月20日 | 30 |
| 第26回 | 1月21日 | 1月22日 | 30 | |
| 第27回 | 2月8日 | 2月9日 | 2月9日 | 30 |
| 第28回 | 2月12日 | 2月13日 | 30 | |
| 第29回 | 2月15日 | 2月16日 | 2月17日 | 30 |
| 第31回 | 2月18日 | 2月19日 | 30 | |
| 第32回 | 3月8日 | 3月9日 | 3月10日 | 30 |
| 第33回 | 3月12日 | 3月13日 | 30 | |
| 第34回 | 3月15日 | 3月16日 | 3月17日 | 30 |
| 第35回 | 3月18日 | 3月20日 | 30 | |

| 令和3年度 | 実践課程 | | 定員 |
|-------|-------|-------|----|
| 第1回 | 4月24日 | 4月25日 | 30 |
| 第2回 | 5月22日 | 5月23日 | 30 |
| 第3回 | 6月26日 | 6月27日 | 30 |
| 第4回 | 7月31日 | 8月1日 | 30 |
| 第5回 | 8月28日 | 8月29日 | 30 |
| 第6回 | 9月18日 | 9月19日 | 30 |

| | | | |
|------|--------|--------|----|
| 第7回 | 10月23日 | 10月24日 | 30 |
| 第8回 | 11月20日 | 11月21日 | 30 |
| 第9回 | 12月18日 | 12月19日 | 30 |
| 第10回 | 1月22日 | 1月23日 | 30 |
| 第11回 | 2月19日 | 2月20日 | 30 |
| 第12回 | 3月20日 | 3月21日 | 30 |

(留意事項)

※新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、研修の1日目から4日目までは、やむを得ずオンライン研修に変更する場合があります。

5 受講定員

| | | | |
|---------|--------|----|-----------|
| 1学級 35名 | 計 35学級 | 年間 | 基礎課程 1050 |
| | | 計 | 1050 |
| 1学級 30名 | 計 12学級 | 年間 | 実践課程 330 |
| | | 計 | 330 |

但し、通学課程(面接授業)に関しては開講2週間前までに8名以上の入所希望がない場合開講しないことがある。尚、通信課程に関しては随時開講するものとする。

6 受講資格

1. 国籍を問わず、無資格での受講も認める。
2. 科目の免除を希望している者は期限までに、免除該当資格の資格証明書を提出のこと。
3. 選考に至っては書類・面接等で判断とし、当カレッジが適切と認めたもの。

7 講師氏名

| 号 | 名前 | 保有資格 |
|---|--------|-------------------------------------|
| 1 | 斎藤 悦子 | 看護師・介護支援専門員 |
| 2 | 若井 晃 | 理学療法士・柔道整復師・介護支援専門員 |
| 3 | 庄司 八代子 | 看護師・介護支援専門員・相談支援専門員 |
| 4 | 中川 裕章 | 柔道整復師・相談支援専門員・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 |

8 募集要項

① 募集期間

開講する実施月の約 1 か月前より開講日前日までを募集期間とする。

② 募集方法

新聞、インターネット等による募集及び施設などへの案内により開講を告知する。

③ 受講手続の方法

1. 受講申込書を送付または FAX していただく。
2. 申込者に対して受講確認書を送付。受講料振込の案内、開講式の案内を書面にて通知
(8 日以内電話での解約があった場合、申込解除とし、クーリングオフができる。)する。
3. 本人確認のため証明書(免許書、健康保険証の写し、資格証明書)を添付すること。
4. 受講振込完了後にテキスト、課題集、受講証を配布、これをもって受講手続完了とする。

9 授業料、実習費など

① 入所料・実習費 0円

② 授業料(※教材費、課題集、修了証書一式含む)

基礎研修: 22,000 円(税込)/実践研修: 22,000 円(税込)

基礎研修+実践研修:43,989 円(税込)

10 評価及び養成課程・添削指導方法

通学課程

1. 通学授業科目は、12 時間全課程の出席が認められるもので、最終日の評価時に 100 点満点中 70 点以上を取得したものが合格となる。
2. 不合格者は補習を行い、再評価を受ける。再評価時、不合格者は未修了となる。

11 研修欠席者および補講の取り扱い

1. 面接事業欠席の場合、他クラスに振替することができる。その際は、事前に事務局に申し出ることにする。

2. 万が一振替出席が不可能な場合、個別補講講義を実施する。その際には 1 時間当たり 3,000 円を別途徴収する。

12 欠席・早退・遅刻

欠席・遅刻・早退時は必ず事前に連絡をすること。原則、早退・遅刻は認めず欠席扱いとなる。

13 休学・復学・退学

休学・復学・退学をする場合、その旨を記載した書類を提出し許可をえなければならない。

14 受講の取り消し

下記に該当する者は退学を言い渡す場合がある。

遅刻、早退、無断欠席を繰り返す場合。

施設の秩序や、研修環境を乱す、又はその恐れがある場合。

故意に物品等を破損または持ち出し等をした場合。

そのほか、受講継続が困難だと判断された場合。

15 修了書の交付

1. すべての通学課程の出席状況、評価試験の 7 割以上の基準点を合格した者に対して、修了証書および携帯用修了証明書を発行する。
2. 修了者の名簿は一元管理し、毎年宮城県に対して修了者実績として報告する。

16 休業日(面接授業)

校長の判断により定められる。(天災ならびに公共機関の遅延が大幅に予想される場合)

17 研修期間

(1) 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)

原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等によりやむを得ない場合については、2月の範囲内で修了するものとして差し支えない。

(2) 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)

原則として 2 月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等によりやむを得ない場合については、4 月の範囲内で修了するものとして差し支えない。

18 使用教材

中央法規 第 2 版 強度行動障害支援養成研修テキスト(3,300 円税込)

(1)基礎研修・実践研修受講費:22,000 円(税込)テキスト代金込み(中央法規出版)

但し、セットで受講の場合は、43,989 円(税込) テキスト代金込み(中央法規出版)

19 受講手続 受講申込の手続方法

(1) HP または FAX での申し込み

附則

この学則は、令和元年 8 月 1 日より施行する。

この学則は、令和 3 年 3 月 1 日より施行する。

この学則は、令和 3 年 6 月 1 日より施行する。

この学則は、令和 3 年 10 月 1 日より施行する。

添付資料

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)カリキュラム

| 科目名 | 時間数 | 内容 | |
|-----------------------------|-----|---------------|---|
| I 講義 | 6.5 | | |
| 1 強度行動障害がある者の基本的理解 | 1.5 | (1) 強度行動障害の理解 | 支援の基本的考え方 強度行動障害の状態 行動障害が起きる理由 障害特性の理解 |
| 2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識 | 5.0 | (1) 研修の意義 | 行動障害と虐待防止 家族の気持ち／実践報告 |
| | | (2) 支援のアイデア | 障害特性に基づいた支援 |
| | | (3) チームプレイの基本 | チームプレイの必要性 |
| | | (4) 実践報告 | 児童期及び成人期における支援の実際 |
| II 演習 | 5.5 | | |
| 1 基本的な情報収集と記録等の共有 | 1.0 | (1) 基本的な情報収集 | 行動を見る視点 |
| 2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解 | 3.0 | (1) チームプレイの基本 | 支援手順書に基づく支援の体験 |
| | | (2) 強度行動障害の理解 | 困っていることの体験 |
| 3 行動障害の背景にある特性の理解 | 1.5 | (1) 特性の分析 | 特性の把握と適切な対応 |
| 合計 | 12 | | |

強度行動障害支援者養成研修 (実践研修)カリキュラム

| 科目名 | 時間数 | 内容 | |
|---------------------|-----|--------------------|---------------------------------|
| I 講義 | 3.5 | | |
| 1 強度行動障害のある者へのチーム支援 | 3.0 | (1) 支援を組み立てるための基本 | 強度行動障害の支援に必要な知識 |
| | | (2) 組織的なアプローチ | 組織的なアプローチの重要性 |
| 2 強度行動障害と生活の組み立て | 0.5 | (1) 実践報告 | チームによる支援の実際 |
| II 演習 | 8.5 | | |
| 1 障害特性の理解とアセスメント | 3.0 | (1) アセスメントの方法 | 具体的なアセスメントの方法 障害特性に基づくアセスメント |
| 2 環境調整による強度行動障害の支援 | 3.0 | (1) 手順書の作成 | アセスメントに基づく支援手順書の作成 |
| 3 記録に基づく支援の評価 | 1.5 | (1) 記録の分析と支援手順書の修正 | 記録の方法 記録の分析と支援手順書の修正 |
| 4 危機対応と虐待防止 | 1.0 | (1) 関係機関との連携 | 関係機関(医療機関等)との連携の方法 |
| 合計 | 12 | | |